

「寡婦（夫）控除のみなし適用について」

「肝炎医療費助成制度（肝炎治療特別促進事業）」及び「肝炎陽性者フォローアップ事業（ウイルス性肝炎患者等の重症化予防促進事業）」における自己負担限度額の決定に当たり、「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。

【みなし寡婦（夫）控除とは】

婚姻歴のないひとり親の方について、寡婦（夫）控除が適用されるものとみなすことにより、肝炎治療費助成等の自己負担限度額の軽減を図ることであります。（ケースによっては、自己負担限度額が減額されない場合があります。）

※肝炎治療費助成等の自己負担限度額の区分の算定において適用するものであり、実際の市町村民税額が軽減されるものではありません。

※生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、自己負担限度額が減額されません。

【対象者の要件について】

みなし適用の対象となるのは、所得を計算する対象となる年の12月31日現在、及び申請時点において、次の1～2のいずれかに該当する方が住民票上の世帯にいる場合となります。

1. 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、扶養親族（合計所得金額38万円以下）又は生計同一の子（総所得金額等が38万円以下）がいる方
2. 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない父であり、生計同一の子（総所得金額等が38万円以下）がおり、合計所得金額が500万円以下の方

【手続きについて】

まず、みなし寡婦（夫）控除の要件に該当することを確認していただきます。

「みなし寡婦（夫）適用フローチャート」（県ホームページからダウンロード）で該当区分を確認した上で、「寡婦（夫）控除のみなし適用に係る計算シート」（県ホームページからダウンロード）を用い、寡婦（夫）控除を適用した際の市町村民税所得割額を算定していただきます。

みなし寡婦（夫）控除を受けた際に、自己負担限度額の区分に変更が生じる場合においてのみ、お住まいの地域の保健所で申請を行っていただきます。

【自己負担限度額について】

【肝炎医療費助成】

世帯の市町村民税所得割額の課税年額	月額自己負担限度額
235,000円未満	10,000円
235,000円以上	20,000円

【肝炎ウイルス定期検査費用助成】

世帯の市町村民税所得割額の課税年額	1回当たりの自己負担額	
非課税世帯	自己負担なし	
235,000円未満	慢性肝炎	2,000円
	肝硬変 肝がん	3,000円
235,000円以上	対象外	

【提出書類について】

誓約書（県ホームページからダウンロード）

戸籍謄本又はこれに類する公的機関が発行した証明書